

事務連絡
令和2年10月8日

各社会福祉法人理事長 殿
各社会福祉施設等管理者 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長

台風第14号による被害状況の報告等について（依頼）

日頃は、本県の保健福祉行政の推進に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

強い台風第14号は、今後も台風は発達しながら、8日は奄美地方の東海上を北上し、9日から10日にかけて西日本へ接近する見込みです。

つきましては、貴法人が運営する社会福祉施設等におかれましては、利用者・職員の安全を確保する観点から、台風第14号の接近に伴う最新の気象情報に十分留意しつつ、自治体から発令される避難情報に特に注意して、防災対策を講じるとともに、それぞれの施設で策定されております避難確保計画等に基づき、気象庁等から出される情報収集や近隣河川の増水にも御留意の上、「早期避難」に向け、迅速な対応を取れるよう「避難検討及び避難準備等」の徹底をお願いいたします。

また、停電発生のおそれもありますので、長期停電に備えて、非常用電源が正常に動作するか点検する、非常用電源の燃料や必要物資を確保しておく等、事前の備えに万全を期してください。

なお、貴施設において台風被害が発生した場合、状況を把握する必要がありますので、下記の報告対象事案が発生した場合、電話・ファクシミリ等により速やかに報告してください。被害等がない場合は報告の必要はありません。

1 報告の対象

- (1) 避難した場合（「他施設等への避難」、施設上階への「垂直避難」含む）
- (2) 入所者の方や職員等が被害を受けた場合（人的被害）
- (3) 貴施設が何らかの被害を受けた場合（建物・設備被害）
- (4) その他施設の運営に重大な支障を来す事象が発生した場合（停電等）

2 報告の方法

- (1) 各社会福祉施設等は、地震や風水害等により、報告の対象となる事案が発生した場合、所管する県又は市町村の担当課へ、電話、FAX等で、速やかに報告する。
※報告事項は、別紙様式「被災状況報告」を参考にしてください。
※被災状況を把握した時点で、随時報告してください。
※「徳島県災害時情報共有システム」が使用できる場合は、本システムを御活用ください。
- (2) 市町村は、所管する社会福祉施設等から報告を受理した場合、速やかに県の担当課へ報告する。
※県は、市町村及び社会福祉施設等から報告のあった事項について集約し、必要に応じて国へ報告します。

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 鉄野
電 話 (088)621-2938
ファクシミリ (088)621-2839